

届出又は変更の手続きに必要な書類

	提出書類	A	B	C	D	E	F	G	H	手数料
		特定計量器製造（又は修理）事業届出書（様式第1） ※1 又は 特定計量器販売事業届出書（様式第8）	届出書記載事項変更届書（様式第3）	個人の場合、代表者の住民票（コピー可） 法人の場合、履歴事項全部証明書（コピー可）	全事業所の名称と所在地（新旧表等）	事業譲渡証明書	事業承継同意書 又は 相続証明書	事業承継証明書	事業廃止届（様式第7）	
	届出の必要な事項									
1	事業の届出	○		○	○					無料
2	氏名又は名称の変更		○	○						無料
3	住所の変更		○	○						無料
4	代表者（法人のみ）の変更		○	○						無料
5	事業所の増減		○		○					無料
6	事業所の名称及び所在地の変更		○		○					無料
7	事業譲渡 ※2		○	○		○				無料
8	事業相続 ※2		○	○			○			無料
9	事業分割 ※2		○	○				○		無料
10	事業廃止								○	無料
11	届出証明書の発行	1営業所毎に「証明書交付申請書」と「手数料」が必要です。								400円

※1 製造又は修理事業の届出の場合は、検査設備に応じて必要な基準器成績書等のコピーを添付してください。

※2 7～9の手続きに該当する場合は、事前に京都府計量検定所へお問い合わせください。

- ◆手数料は計量検定所専用の払込取扱票により郵便局で払い込んでください。
- ◆払込取扱票は、計量検定所で配布しています。郵便局の窓口には置いてありません。
- ◆払込取扱票による手続きの詳細は、次頁を参照してください。
- ◆ご質問等ありましたら、京都府計量検定所指導課までお問い合わせください。

TEL 075-441-8335

FAX 075-441-8336

郵便局の払込取扱票（見本・記入例）と使用上の注意

この部分を使用します。

- ◆手数料は「払込取扱票」で納付ください。
- ◆記入例のとおり、記入漏れがないように記入してください。
- ◆窓口で払込むと、払込用紙の右部分の「振替払込請求書兼受領証」に受領印が押されて返却されます。これを申請書に貼付してください。
- ◆郵便局のATMでも払込が可能です。払込み後に「振替払込請求書兼受領証」が発行されますので、それを申請書に貼付してください。
- ◆この払込取扱票は、計量検定所専用となっています。ゆうちょ銀行・郵便局の窓口にはありません。
- ◆払込取扱票は、計量検定所で配布しています。郵送を希望される方はお電話でご相談ください。
- ◆手数料の払込みは、ゆうちょ銀行及び郵便局でのみご利用いただけます。他の金融機関では取扱いできません。
- ◆ゆうちょ銀行及び郵便局の振込手数料は、無料です。
- ◆京都府収入証紙による手数料の納付は廃止しています。
- ◆お手持ちの京都府収入証紙は、令和9年9月30日まで払戻しが可能です。
- ◆証紙の払戻しをご希望の場合は京都府会計課へお問い合わせください。

知事直轄組織会計課 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

電話番号：075-414-5415